

第三十三号議案

江戸川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年二月二十一日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

江戸川区国民健康保険条例（昭和三十四年十一月江戸川区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「配当所得等の金額」の下に「（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」を加え、「に該当する」を「の適用がある」に改め、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」の下に「（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」を、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」の下に「（同法附則第三十五条の二の六第十五項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」を、「雑所得等の金額」の下に「（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百十四号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。第十九条の二第一号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額」を加える。

第十五条の四第一号中「百分の六・八六」を「百分の七・四七」に、同条第二

号中「三万五千四百円」を「三万八千四百円」に改める。

第十五条の十二第一号中「百分の二・〇二」を「百分の一・九六」に、「百分の五十六」を「百分の五十五」に改め、同条第二号中「一万八 hundred 円」を「一万千 百円」に、「百分の四十四」を「百分の四十五」に改める。

第十六条の四第一号中「百分の一・四四」を「百分の一・五〇」に、「百分の 四十九」を「百分の四十八」に改め、同条第二号中「一万四千七百円」を「一万 五千六百円」に、「百分の五十一」を「百分の五十二」に改める。

第十九条の二第一号中「、また」を削り、「配当所得等の金額」の下に「(同 法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、 その適用後の金額)」を、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」の下に「(同 法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」 を、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」の下に「(同法附則第三十五条の二 の六第十五項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある 場合には、その適用後の金額)」を、「雑所得等の金額」の下に「(同法附則第 三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」、外 国居住者等所得相互免除法第八条第二項に規定する特例適用利子等の額、同条第 四項に規定する特例適用配当等の額」を加え、同号イ中「二万四千七百八十円」 を「二万六千八百八十円」に改め、同号口中「七千五百六十円」を「七千七百七 十円」に改め、同号八中「一万二百九十円」を「一万九百二十円」に改め、同条

第二号中「二十六万五千円」を「二十七万円」に改め、同号イ中「一万七千七百円」を「一万九千二百円」に改め、同号ロ中「五千四百円」を「五千五百五十円」に改め、同号ハ中「七千三百五十円」を「七千八百円」に改め、同条第三号中「四十八万円」を「四十九万円」に改め、同号イ中「七千八十円」を「七千六百八十円」に改め、同号ロ中「二千百六十円」を「二千二百二十円」に改め、同号ハ中「二千九百四十円」を「三千百二十円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第十五条第一項の改正規定及び第十九条の二第一号の改正規定（同号イ、ロ及びハの改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の江戸川区国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第十五条第一項、第十五条の四、第十五条の十二、第十六条の四及び第十九条の二の規定（新条例第十五条第一項及び第十九条の二第一号の規定のうち、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額

に係る部分及び同法第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額に係る部分を除く。）は、平成二十九年分の保険料から適用し、平成二十八年度分までの保険料については、なお従前の例による。

3 新条例第十五条第一項及び第十九条の二第一号の規定のうち、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額に係る部分及び同法第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額に係る部分は、平成三十年分の保険料から適用する。

（説明）

基礎賦課額の保険料率等を改めるとともに、低所得者に対する保険料均等割の減額の対象となる世帯の所得基準額を引き上げるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。